

令和5年第7回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日	時	令和5年7月26日
		13時30分～15時58分
会	場	海老名市役所 6階議員全員協議会室

令和5年第7回海老名市農業委員会定例総会

令和5年7月26日「令和5年第7回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。

招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

1番 深澤 伸治	2番 宮基 功	3番 澤地 正典	4番 井上 勝
5番 鈴木 守	6番 岩壁 正和	7番 三廻部 茂	8番 波多野 寛
9番 市川 和美	10番 小松 佐一	11番 鈴木 徹	12番 橋本 保
13番 青木 莊一	14番 牛村 律子		

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 本多 洋	16番 大貫 信夫	17番 重田 政一	18番 西海 正義
19番 西山 勝敏	20番 鴨志田ひろし		

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 秦 芳生、主幹兼管理係長 尾山 剛、主任主事 榎田 晃、
主 事 高野 栞

会議事項は次のとおりである。

日程第1	議案第39号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2	議案第40号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3	議案第41号	引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第4	議案第42号	農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」
日程第5	議案第43号	農地法第18条第6項の規定による通知について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地造成工事施工届出書について
- (2) 農地の使用貸借権の解約について
- (3) 農地転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。（開会の時間：午後1時30分）

【議長】 ただいまの出席委員は、14名です。また、農地利用最適化推進委員、6名が出席をしております。定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、海老名市農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしですので、8番委員と9番委員を指名いたします。

それでは、議案書3ページから5ページ、4. 報告事項（1）活動状況について、（2）農地の異動状況について、（3）県許可の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 （先月の活動状況、農地の移動状況、県許可の状況を報告した。）

【議長】 報告事項が終了いたしました。ただいまの報告につきまして、何かご質問等ございましたら、よろしくをお願いいたします。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようでしたら、報告事項ですので、この程度にさせていただきます。

本日は、傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第14条で委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、許可したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしということですので、傍聴を許可いたします。傍聴人を入室させていただきます。

暫時休憩いたします。

（休憩）

【議長】 それでは、再開いたします。

議案書6ページ、5. 付議事項の日程第1、議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号20についてですが、お諮りをいたします。受付番号20と21は、譲渡人と譲受人が同世帯の世帯内贈与であることから、説明、質疑、意見まで一括して行い、採決は個別に行いたいと思いますが、ご異議ございま

2人とも農家台帳に登録されているということで、また、現地も田んぼで稲作を耕作されていて、問題ないと思われます。

以上です。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明を一括でお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、詳細説明でございます。

■■さんの農家世帯としての状況についてでございますが、■■■■さん、■■■さん、■さん、■■さんの4人が農業従事者だそうです。経営主につきましては、令和5年の農家台帳において■■さんになっております。農業への従事状況についてでございます。農業経験年数は、■■さんが65年、■■■さんが55年、■さんが15年、■■さんが3年だそうです。農業従事日数は、■■さんが300日、■■■さんが280日、■さんが100日、■■さんが150日だそうです。■■さんの世帯の現在の農業経営面積でございますが、自作地の田が■■■■■平米、畑が■■■■■■■■■平米、合計、■■■■■■■■■平米、借入地の田が■■■■■平米でございます。機械についてでございます。主要農機具といたしまして、耕運機が2台、トラクター1台、田植機2台、コンバイン2台、防除機3台、トラック2台を所有しております。取決めに従い、支障が出ないように耕作する旨が申請書に記載されており、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題なしと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関しましては特に問題ないと思われます。

以上です。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。6番委員。

【6番委員】 昨日、現地調査班、第4班5名と事務局2名で申請地、20、21を見てまいりました。当該申請地につきましては、水稻、稲が植えつけられておりまして、良好に管理されておりました。また、世帯内贈与ということでありますので、特に問題はないと思われます。

以上でございます。

【議長】 それでは、受付番号20と21について、質疑のある方、一括でお願いいたします。

あり、現状も田として良好に耕作されていて、問題ないと思われま

以上です。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 詳細説明についてです。

■■さんの農家世帯としての状況についてでございますが、■■■さんお1人が農業従事者だそうです。経営主につきましても、令和5年の農家台帳において■■■さんになっております。農業への従事状況についてでございます。■■さんの農業経験年数は55年、農業従事日数は150日だそうです。■■さんの現在の農業経営面積でございますが、自作地の田が■■■平米、畑が■■■■■平米、合計、■■■■■平米、借入地の田が■■■■■平米でございます。次、機械についてでございます。主要農機具といたしまして、耕運機1台、トラクター1台、田植機1台、防除機1台、トラック1台を所有しております。取決めに従い、支障が出ないよう耕作する旨が申請書に記載されており、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題なしと思われま

以上です。

【事務局長】 11ページを御覧いただいてよろしいでしょうか。先ほど7番委員のほうから、既にここはこの2人で貸し借りが設定されているということで、11ページの通知については後で議題にさせていただきたいと思いきれども、先に流れ的に3条のほうでやったほうが分かりやすいかなということで、参考までに7番委員さんでしたら11ページのことも借主が今回の3条で取得しようとしている人がやっているよという意味でございますので、つけ足しいたします。

以上です。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。6番委員。

【6番委員】 この申請につきましても、昨日、調査に行っておりまして、今回の参考資料3の中にあります写真でも分かる通り、水稻が植えつけられておりまして、農地として良好に管理されておりましたので、特に問題はないと思わ

【主幹兼管理係長】 それでは、詳細説明です。

■■■さんの農家世帯としての状況についてでございます。綾瀬市の農地台帳によりますと、■■■■さん、子の■さんの2名が農業従事者だそうです。経営主につきましては、子の■さんになっております。農業への従事状況についてでございます。■■■■さん及び子の■さんの農業経験年数につきましては、これは農地台帳のほうに記載がございませんでしたので、直接綾瀬市農業委員会事務局のほうに確認をいたしました。その結果、■■■■さんは40年以上、子の■さんは20年以上だそうです。農業従事日数は、ご両名とも280日だそうです。■■■さんの現在の農業経営面積でございますが、自作地の田が■■■■■平米、畑が■■■■■平米、小作地の畑が■■■■■平米、合計、■■■■■平米、貸付地の畑が■■■■■平米でございます。機械についてでございます。主要農機具として、耕運機3台、トラクター4台、田植機1台、コンバイン2台、防除機2台、その他9台を所有しております。取決めに従い、支障が出ないように耕作する旨が申請書に記載されており、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題なしと思われます。そのほか、許可することができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関しまして、特に問題ないと思われます。

以上です。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。6番委員。

【6番委員】 昨日、この申請地につきましても現地調査に行っていました。資料4の写真にもあるとおり、現在、作付はされておりましたが、草刈り等も済まされており、特に問題はないと思われます。

以上です。

【主幹兼管理係長】 先ほど詳細説明の中で、■■■さんの現在の農業経営面積、こちらのほう、一部修正させていただきます。先ほど貸付地の畑を私は■■■■■平米と説明したのですが、■■■■■平米、議案書のとおりです。■■■■■平米に訂正させていただきます。

【議長】 それでは、受付番号23について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

、本社の一部利用、車両置場の立ち退き及び海老名市内の業務受注件数の増加により、申請地南側にある海老名営業所周辺で発着可能な保有運送車両12台分の新たな車両置場用地の確保が必須、急務となっております。車両用地確保によって、より効率的で無駄のない円滑な運送システム構築や配送計画及び実施が可能となり、早急に条件に合う土地を探していたところ、要件に最も適した本申請地が見つかり、本件申請に至りました。また、地形や面積、海老名営業所の目の前という位置も最適であり、本社との位置関係や周辺道路環境も良好であるとともに、利便性にすぐれていることから、本申請地を選定することとなりました。

続いて、本件申請地の農地の立地基準については、第3種農地となります。別紙資料5-1の中段に記載してありますとおり、こちらは、農用地区域外で、甲種農地の要件に該当せず、南側道路に上水管、下水管が埋設されている沿道の区域にあり、かつ、申請地からおおむね500メートル以内に2以上の医療施設、海老名あおばクリニックとえびな桂冠内科クリニックが存することから、第3種農地と判断できます。

続きまして、資料5-3、土地利用計画図を御覧ください。図は、左が北を指しております。南側1か所に出入口を設けており、敷地内を碎石舗装の上、転圧し、土砂等の流出を防止するため、周囲の必要箇所に土留めを設置し、南側の排水口は自費施工で整備することになっております。雨水については、北側に雨水貯留浸透槽を設置し、水勾配によって北側に流れる構造になっておりますが、オーバーフロー分は敷地内処理浸透する計画でございます。また、申請書により、許可後の転用目的どおり、使用の制約や、隣地同意書による近隣農地所有者からの同意も得ております。以上、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われれます。

以上でございます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。6番委員。

【6番委員】 この申請地につきましても、昨日、現地調査をしてまいりました。現況が田から畑になっているということで、耕作はされておりましたが、ある一定程度の草刈り等もされておりました。この■■■■■と■■■■■、

2筆で、北側のほうの■■■■■のほうの西側に田んぼが接しているんですが、この田んぼは今水田耕作をされておりました。その南側の■■■
■■■の西側、ここは畑等になっており、サトイモ等が植わってありました。
このような現状の中で、土留め等の対応をするという形になっておりますので、それが確かにできれば問題はないと考えられます。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号8について、質疑のある方。

【19番委員】 農地転用に関しては問題ないのですけれども、農地転用した後の問題なんですけど、まず貯留槽の問題です。114メートルで、両側の段差が20センチ、そうすると、この勾配が何%かという、0.17%、1.7パーミルなんです。これ、水、流れるのという問題がありますね。だから、この貯留槽をやはり両側に設けないとまずいのではないかという点です。要は、勾配が緩過ぎてレベルに近い。ましてや、舗装しているのならば勾配は多少つけやすいのですけれども、舗装しないで砂利敷きになってしまうので、車が走っているうちに地盤は下がりますから、当然この勾配ではほとんどレベルが逆勾配になってしまうということで、この貯留槽を2か所両側につけたほうがいいのかというのが1つ。

あともう1つは、自費工事という形で丸めちゃっているのだけれども、自費工事ならば、どんな構造物をこの入り口のところにつくるのかという図がないのですよ。ボックスカルバートのようなものをつくるのか、その辺の形の形状が明示されていないので、これは自費工事のところは用水路が走っていますので、この構造物を明確にしてほしいというのが2点目です。

それと3点目、万能鋼板土留めというのは基本的には仮設なんです。将来撤去してもいいようなものをつくる、仮設の土留めなんです。本来の土留めとは違いますので。これが境界線上に走ってくるので、農地と農地の間だったら別に境界線は曖昧でもいいんですが、宅地になってしまうような土地なので、境界線ははっきりしておいたほうがいいのか。この万能鋼板ではゆがんでしまう可能性があって、境界がおかしくなってしまう。片側は公道と接していますし、片側の道が接している。私にしてみると、万能鋼板ではなくて、ブロックを積みよというほうがいいのかと思うの

ですが、それが3点目です。

あと、図で、字が間違っている。「採石敷」と書いてあります「採石」の「採」が違うのです。いしへの「砕」なんですよ。敷地内全面砕石敷という、砕石の「さい」は「採」ですよ。「採」ではなくて、いしへの「砕」、これが砕石敷の「砕」です。字が間違っています。

以上です。

【議長】 そこら辺、事務局、今のあれを。

【主任主事】 先ほどの勾配の件につきましては、代理人の方にもおおむね事前にお伝えしております、やはり北側のほうに流れるように勾配をつくって貯留浸透槽のほうに流れる計画としておるというところで、高さだとか、勾配の角度だとかというのは、その辺につきましては詳細な説明は受けていないところであります。

そして、市の下水道課のほうにも確認しまして、こちらは開発の問題で、海老名市側から申請者に対して指示をしたところということで、雨水排水については、雨水排水量を合流式により、降雨強度50ミリで計算の上、雨水浸透施設を設置し、区域内で処理をする。また、雨水浸透施設に流入する管には集水ますを設置するよう指導しているというところまで伺っております。こちらまでが1番目の質問です。

2点目の出入口の自費施工につきましては、こちらも県のほうからも同じような質問がありまして、自費施工、こちらは排水口が通ってまして、こちらはボックスカルバートとか、どうするかという話ではなく、転用後に現場合わせで自費施工、蓋がけをするということを伺っております。

以上でございます。

【議長】 19番委員、いかがでしょうか。

【19番委員】 蓋かけでもいいんですけども、蓋をどうやってかけるのかなと思ったんです。基本的にボックスカルバートを敷設替えしなきゃ駄目だろうと。今の現状から蓋をかけるといっても、コンクリートの20センチぐらいの蓋をかけないことには耐力がないので、その辺のところは不明確だから、明確にしたほうがいいのではないかと思います。

あと、境界はどうなんですか。民民との間の境界は、こういった仮設みた

いなもので構わないのか。将来的にゆがんじゃうんですよね。万能鋼板というのは、皆さんも知っているように、工事の仮囲いですよ。仮囲いの板を横使いして単管パイプで押さえただけです。そんなもので境界を、ゆがんじゃうんじゃないかと思ってしまうのだけれども、それは構わないのですか。

【議長】 いかがですか、事務局。

【事務局長】 1点目の雨水処理、曖昧な図面の部分があるので、結局、これを協議しているのは、敷地内処理という意味では、下水道課のほうでこれを施工するのにこうしなさいよと、時間50ミリ降っても耐えられるような、あとは雨量の計算をさせますよね。恐らくそういう形になって、今現在、ほとんどは自然に浸透。オーバーフロー分もあれば、あと、北側と南側。恐らく南側は、出入口なので、さっき言ったように、施設が設置できないので、北側だけにしていると。恐らくこの経過の中で、主任主事のほうから話がありましたように、流入する管、この設備に管を設置してくださいよと、あとはその際には集水ますをつけてくださいよというような話の中で、これが協議、提出されているというような形なので、宅地内の話として、それでいけるからそうなのだろうという判断を事務局としてはしています。確かに細かい部分はいろいろあるのですが。恐らくその辺の勾配については、議論していただければいいのでしょうか。恐らくその辺の勾配については、議論していただければいいのでしょうか。我々の範疇では、下水のほうでそういうふうになっているからよろしいのではないかという今の状況でございます。

あと、境界の。これについては特段どこからもないのですけれども、西側はこの地図で見ると、6メートル道路、6メートルといっても実際には3メートルは素掘りの排水路になってしまっているんです。3メートルないぐらいの農道なのですけれども、そこ上の万能鋼板だよと。東側のほうは、先ほどお話がありましたように、東側は南北に筆が分かれています、北側は水田、ただ作付していない。だから、ここは土留め鋼板、いわゆるH鋼でやるよと。南側が畑なので、ここは万能鋼板で仕切っておくのだろうという意味だと思うのですが、特段、いいか悪いかはあれだけど、問題はないだろうというふうには一応事務局としては判断して、今回、申請を上げさせていただきました。

あとは、2つ目の南側の出入口についても、先ほど言っているように、現

場合わせで、当然、水路とかを壊した場合には、補償の問題も出てきますので、状況によってはボックスカルバートにするのか、蓋かけにするのかは、現場合わせで道路サイドもいいよという話なので、状況としては、そうすかという状況でございますので、何か皆様からあれば、農業委員会としてももう少し検討が必要かなという部分はあるかもしれませんが、状況としては以上で、事務局としては、これで申請を受け付けたという状況でございます。長くなってすみません、以上です。

【議長】 よろしいでしょうか。

ほかに質疑のある方。20番委員。

【20番委員】 さっきのは海老名市道。

【事務局長】 海老名市道でございます。

【20番委員】 市道でこんなになってもいいということ？折半で、コンマ幾つか、何ミリか、分からないけれども、動くということは、市道のほうへ入ってくる可能性もあるということでしょう。

【事務局長】 それはあり得ないですね。

【20番委員】 動かない。

【事務局長】 それはあり得ないです。この図面を見ていただくと、恐らく鋼板が。

【20番委員】 西側は市道になっていて、東側は地続きになっているけれども、そこへ折半するわけでしょう。

【事務局長】 境界より内側に基本的には万能鋼板、この図面どおりでございます。線内ですけれども、線の上に万能鋼板を乗せてつくるということはあり得ないですね。セットバックして。網目、波間の高い部分が、幅のある部分が市道ぎりぎりかもしれませんけど。

【議長】 よろしいでしょうか。

ほかに質疑のある方。8番委員。

【8番委員】 市役所に出ている書類というのはこれだけなの。ここだけではなくて、ほかの部署にも書類は出ているんですよね。出ているのはこれだけなの。

【主任主事】 はい。

【8番委員】 次の案件、やっぱりこういった行政の案件が2つありまして、それとこの図面と大分格差があるような。この図面を見ても、はっきり分からない。私

なんか素人だから、これを見てもさっぱり分からない。きのう、現地へ行って、ある程度分かりましたけれども、図面の格差がこんなにありますねと。この程度で役所というのは通しちゃうんですか。こんなわけの分からない図面で。

【事務局長】 はっきりしたお答えはできないのですが、今回の本郷については、市のほうへ提出されている図面は今現在、これだけだそうです。あとは、恐らく雨水の雨量の時間50ミリでの雨量計算の資料は出していると思いますけれども。計算するじゃないですか。どのぐらい雨が降って。今、50ミリが基準ですので、おっしゃるとおり、業者によって、資料が曖昧さがまちまちでございます。あとは農業委員会として、まず、例えば下水のほうで、これでいよというのであれば下水さんはそうですし、あとは業者のほうも、これは分かるだろうということで、これを基本的に出してきている。あと、これじゃ分からないよと言って、もっと詳細につくってこいよということはできないのではないので。ただ、その辺は業者とのやり取りに今後になってしまうかなとは思いますが。ただ、役所として、下水も道路もいいのということになると、現状ではそういう処理で協議を行っているということでございます。

【議長】 暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。

2番委員。

【2番委員】 今回、駐車場の整備ということで申請が上がっておりますけれども、これまで複数の方に資料の内容についてのご質問がございまして、決して十分な資料ではないというふうに判断されますので、こうした状況はきちっとした形で整備しないと、今後、隣地に対する影響、あるいは道路も隣接しておりますから、境界の問題だとか、そういった資料もこの中では全く不備なんですね。今回の資料の中には入っていません。境界という言葉が入っているだけで、測量図も全くない状況ですから。そういうことからすると、きちっとした形で資料を整えて再度提出していただいて、次回に審議を行うというふうにすることが適切ではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

す。資料６－１から６－６までございます。

以上です。

【議長】 提案説明が終わりました。

地区委員の意見をお伺いいたします。１３番委員。

【１３番委員】 申請地は、この申請地の東側は住宅及び駐車場、資材置場になっております。西側のみ田んぼということで、実は申請地の一番奥側、資料６－３の■■■■■、■■■さんという方が、現在、田んぼで稲作をやっておられまして、ここに水路が、要は水を引くところを止められてしまうと、今までこの申請地から水をいただいていたんですが、それが止まってしまうということで、申請地に対してU字溝で水路を設けるといような話がありましたもので、現在、非常に小さな面積なんですが、いつ農転等にかかるか、そんな冗談もあったんですが、やはり申請者から見ますと、この水路が断たれることによって、もう使い物にならなくなってしまうということを心配しましたが、申請どおり、水路を持っていただけるということになりましたもので、それについては、また、それ以外のものについては特に問題なしということでご了解いたしました。

以上です。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主 事】 本件につきまして、まず、本申請地を選定した理由ですが、転用者である■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■は、土木工事全般を請け負う業者であり、現在は相模原市南区■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■、地積、■■■平米の土地を借りて運営しておりました。しかし、その土地の地主様より、昨年末より、親戚に土地を譲りたいということで、撤去の依頼を受け、代替の土地を探さなければならなくなったそうです。転用者は現在、座間市に１社、海老名市内に３社の取引先があり、各取引先の所在地から見た利便性や圏央道、東名高速道路といった道路網の発展といった点から、海老名市の土地を中心に候補地を探すこととなり、中新田近辺の市街化区域や綾瀬市の土地なども当たりましたが、地主様の許可や、面積の関係で適地が見つからず、最終的にそれらの要件を満たす本申請地を選定したとのことでした。

続いて、差替えでお配りしました追加資料６－３の土地利用計画図を御覧

ください。こちら、上が北を指しております。敷地内全体は新設砂利敷き舗装、敷地内の東西及び南側の隣地にはそれぞれ農地と宅地があり、接する側には新設のコンクリートブロック3段積みにて土留めを行い、敷地内に設置予定の砂置場や残土一時置場、各資材置場については、防除シートを使用し、土砂及び雨水等の流出を防ぐ計画となっております。また、雨水については、敷地内北側及び南側に浸透可能な施設を設置し、排水については水勾配をつけ、処理する計画となっております。なお、資金の面においても、事業計画書及び見積書内にて適切に管理されており、問題がないことを確認しております。なお、近隣農地の田んぼへの水の流れについて、先ほど13番委員よりご説明がございましたが、新たに申請地の東側に水路を設置し、南側隣地の589番の田んぼへの水が閉ざされないよう、北側から南側へ水が流れるようになる旨を伺っておりますので、そちらも問題ないことを確認しております。

また、新設する水路の水の出し入れや、転用後の永続的な管理につきましては、転用者である■■■■■■■■■■が全て行う旨を、■■■■所有者であります■■様と転用者の■■■■■■■■の双方で話し合っており、合意を得ていることも代理人より確認済みです。

続いて、本件申請地の農地の立地基準につきましては、こちらは別紙の資料6-1の中段に記載してありますとおり、こちら、農用地区域外にあり、甲種農地、第3種農地の要件はなく、JR門沢橋駅からおおむね500メートル以内の区域にありますため、第2種農地と判断しております。また、誓約書により、許可後の転用目的どおり、使用の制約や隣地同意書による近隣農地所有者からの同意を得ており、市のまちづくり条例に基づく許可も終了していることから、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われれます。

以上です。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いたします。6番委員。

【6番委員】 この申請地につきましても、昨日、調査してまいりました。先ほど13番委員からの話がありましたとおり、この申請地、3筆の一番下の■■■■■と接しております■■■■、■■■■■■さんの土地。■■■■■■さんの土地は、水

稲が植えつけされておりました、青々としておりました。そして、図面等からも、水をどうするのかということによく見ていましたところ、側溝を設置して水路を確保するということでしたので、計画どおり施工されれば、特に問題はないと思われまます。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号9について、質疑のある方。

【19番委員】 手前の田んぼに入れる水路というのは、どこにU字溝が入るんですか。

図面に載っていますか。言っていましたよね。■■■■の田んぼに水を入れなくちゃいけないので。これ、図面上に載っていない。どこに入っていますか。この土地を通すんでしょう。

【4番委員】 U字溝はたしかなかったですよ。現地の説明の中でも。

【事務局長】 東側の水利に関しては、特にU字溝を設置しての水路ではないというふうに伺っております。東側の■■宅、■■■■の土地が、コンクリート壁になっているんですが、それから30センチ、水路としてコンクリートブロックを今回の業者がやって、その30センチの間を水を流す。現在、先ほど説明があったように、北が用水路になっていまして、東西、北の用水路から今回転用地、水稻を作付していて、そこに水を入れて、水を取って、この田んぼから田越しで■■■■、ちょうどはすになる■■■■さんのところに今まで入れていたということで、30センチ東側に水の流れを設けることによって、今までどおり、■■■■さんのところに水を供給するというふうに聞いております。U字溝は入れません。

【19番委員】 素掘り。

【事務局長】 そういうことですね。下は土でずっと。

【19番委員】 要は水利権の問題ですよ。この方は水利権の権利があるはずなので、水ももらったので、権利がありますよね。基本的にはその水利権がきちっと保障されるのかどうか。この田んぼの方に対して。転用地の所有者の。

【事務局長】 先ほど言っているように、新しくなる所有者と■■■■さんが、協議はそれでいいですと。参考までに左岸の土地改良区、これは左岸の土地改良区区域内だと意見書をもらうんですが、近隣に水を迷惑がかかるようにしないことみたいな、そういう意見が出されています。

あとは、1点、農業委員会として、先ほど、周りに水が行かなくなっちゃうから、そんなことはやめてくださいねと言うんですけど、それ以上、コンクリート、U字溝を入れて、どういうふうにしなさいとか、どこに水路をつけなさいとか、その辺の指示はうちじゃないので、例えばそれは地元の生産組合から上がってくるとか、左岸の土地改良区から上がってくるとか、あとはお2人の中の話でということなので、こういうふうな計画だと。一応水はこれで流れるというふうに判断して、この図面は受けています。

【19番委員】 じゃ、何らかの文書の取決めはしていないんですね。この水の権利に関しては。将来、この業者がつぶしてしまうかもしれない。だけど、つぶされちゃったら、田んぼ、できないじゃないですか。でも、この人は文句を言えなくなっちゃう。

【事務局長】 それを文書で残しなさいとかということも、うちは直接。

【19番委員】 できない。

【事務局長】 それは相対。

【19番委員】 再提案。

【事務局長】 そういうことをやるということで。しているかしていないかは確認。

【主 事】 代理人の方に確認しまして、特にそういった書面での誓約はしていなくて、あくまで口頭でやっているということで一応話は聞いております。

【事務局長】 現場で立ち会って。

【19番委員】 基本的にこっちはアドバイスをして、書面をつくってよということはいえないんですか。

【事務局長】 つくったほうがいいんじゃないのみたいな、つくっていますかと確認したら、つくっていないですと言われて。

【19番委員】 トラブルになったって農業委員会は知らないよ、関係ないよとなっちゃうのね。

【事務局長】 こういうふうにつくりなさいとは言えない。

【19番委員】 つくりなさいとは言えないですけども、水利権の問題があって、水をもらう権利はこの田んぼにはあるので、裁判になればそういう形でもめるんだけど。分かりました。

【議 長】 ほかに質疑のある方。

いますので、入り口、入水と出水の水路がありますので、そこだけは確保してもらわないと、というところがあって、結果的に水路から水を引くところの末端が転用される場所なので、そこに対して水は必要なくなるというところなのですが、その西側にある田んぼの水がちゃんと入るところと、水が出せるところというところだけはちゃんと確保してもらいたいというお話をし、その場ではそういう話でちゃんとしますというお話だったので、かつ、おとといぐらいにそこを見にはいったんですが、特に転用があるということで、耕作とかはなかったと思うんですが、荒れていることなく、ちゃんと田として、去年もちゃんと作付されていたので、確認としては了解ということで押印させていただきました。

以上です。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 詳細説明に入る前に、先ほどの提案説明で修正をさせていただきます。私、先ほど、譲渡人のところ、中野■■■■■■■■■■、■■■■、ほか7名というふうに説明してしまったんですが、すみません、ほか5名でございます。そちら、修正させていただきます。

それでは、詳細説明をさせていただきます。

本件の転用者である■■■■■■■■■■、こちらは、先ほどの提案説明でも述べましたとおり、横浜市緑区■■■■■■を所在地とする建築土木工事を総合的に請け負う会社でございます。現在、所在地からほど近い横浜市旭区■■■■■の中に■■■■■■■平米の土地を借地し、そこを資材置場及び駐車場として利用しております。ですが、このたび、そちらの地権者の方から、借地契約の解約の申入れがございまして、早期に立ち退きをしなければならないため、新たな駐車場及び資材置場の土地確保が急務となったことから、本件の申請に至っております。

本市を選定した理由につきましては、■■■■■■■■■■の取引先企業が海老名市、平塚市、厚木市と、この県央地域に集中しておりまして、中でも海老名市を所在地とする取引先企業が多かったためであるとのこと。また、地形や面積、周辺の道路環境等、置場としての利便性にもすぐれており、従前の置場と同等規模の面積が必要であることから、本申請地を選定したと

のことです。本申請地以外では、当初は大谷北■■■地内におきまして、駐車場ですとか、資材置場の土地の交渉を行っておりましたが、地権者からの合意が得られず、断念しております。

続いて、本件申請地の農地の立地基準につきましては、こちら、第3種農地となります。別紙資料7-1の中段に記載してありますとおり、本申請地は農用地区域外にあり、甲種農地の要件に該当せず、北側道路に上水管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域にあり、かつ、おおむね500メートル以内に門沢橋小学校及びかどさわばし歯科が存する区域にあることから第3種農地と判断できます。

続きまして、資料7-3の土地利用計画図を御覧ください。図のほうなのですけれども、左が北側を指しております。敷地全体を新設の砂利敷きとし、東西の北側に雨水浸透施設を新設し、水勾配をつけることにより、雨水浸透施設へ流し、雨水対策を行う計画となっております。また、消防法の規定によりまして、敷地南側に防火水槽を設置いたします。車両の進入につきましては、北側の道路から出入りを行います。南側のほうには1メートルのRC、要は鉄筋コンクリート擁壁を設置いたしまして、東西にはコンクリートブロックを3段積むことにより、隣接地に影響を及ぼさないようにしております。誓約書により、許可後の転用目的どおり、使用の制約や隣地同意書による近隣農地所有者からの同意も得ており、市のまちづくり条例に基づく協議も終了していることから、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われま

以上でございます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。6番委員。

【6番委員】 この申請地につきましても、昨日、現地調査をしてまいりました。転用を進めていくというような形を地主の方も思っているということで、現在、この水田には作付がされていないような状態でした。また、隣接地に対しまして被害防除対策もするというような計画がありますので、そのとおり、計画どおり施工されれば、周辺の耕作にも問題がないと思われま

以上です。

【議長】 それでは、受付番号10について、質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。

受付番号10を許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手）

【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当といたします。

ここで暫時休憩としたいと思います。

（休憩）

【議長】 それでは、再開いたします。

再び、前に戻っていただきたいと思う議題があります。7ページに戻っていただいて、受付番号8の件でございますけれども、事務局、お願いいたします。

【事務局長】 先ほどご審議いただいた5条の受付番号8の件でございます。今回、先ほどの審議の中では、簡単な言葉で言うと、差し戻して来月再審議というふうに皆さんにご賛同いただいたかと思いますが、休憩中、いろいろ農地法の制度とか概要とか、あとは多方面、開発とか、あと、この資料は、県の農地課のほうにも行っていますので、そういったことから鑑みて、今、資料の不備がかなり指摘されたと思うんですが、簡単に言うと、これだけの対抗要件で審議にならないというのはどうなのかなというような部分もございましたので、その中で、農業委員会としても、ここで延ばすということについて、ほかとの絡みが出て、または今言ったようなことで、例えば海老名の農業委員会として物申すところは物申させていただくような形で、それによっては、簡単に言ったら条件をつけたりなんですけれども、それでご審議、今日、いただいたほうが、その辺を含めて審議いただければなと思って、この件について、もう1回皆さんにお諮りをさせていただいたほうがよろしいのかなということでございます。

【議長】 それでは、審議をさせていただきたいと思います。

今、局長が言われたのですけれども、この件につきまして、再度、審議し

たいと思うのですけれども、そのことに賛成の方の挙手を求めます。

【5番委員】 内容が分からない。

【議長】 内容といたしまして、先ほど、来月に回すという形になったのですけれども、そこら辺で、ちょっと難しい点があるということで、今、下で話してきました、もう1回、話を煮詰めて、決議をしようということなんですけれども。

【5番委員】 よく分からない。正直言って。1回決まったものですから、それをまた審議をし直さなきゃいけないというのはよく分からない。

【事務局長】 難しく言うと…。

【議長】 暫時休憩とします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。

先ほどの受付番号8の件ですけれども、現地調査班、その他いろいろ、先ほど審議をいただきましたので、これにつきまして、質疑のある方、ひとつよろしく願いをいたします。

【19番委員】 一応条件をつけるという形で許可をすることによってお願いできますか。転用の関係はもう問題はないので、あと図面的なちょっと問題もありましたけれども、多少それなりの条件をつけて、よろしく願いしますという形。

【議長】 今、19番委員のほうから、条件つきで許可というような形になりましたけれども、そのような形でよろしいでしょうか。

【19番委員】 条件の中身、資料。

【事務局長】 ちょっと確認させてください。先ほどから、これじゃ駄目よといったのが、一番問題になっているのが、雨水の処理ですね。これについて、もう少し皆さんが分かるような書類、今後どうしていく。まちづくりの協議の中では、管を入れてどうのこうのとは言っていますけれども、そこまでやるかどうかは。やらなきゃ駄目だよと、下水も言っていないので、今後どうするかを含めて。もしそうするのであれば、浸透槽のほうに管を入れて、ますを入れるのであれば、その図面があれば。もしそういうことをやらないというのであれば、それは下水との協議なので、あれなんですけれども、そういっ

た資料をまず雨水処理について。

あとは、出入口を今のところどういうふう考えているのか、現場合わせはするんでしょうけど、現場合わせするにしても、ボックスカルバートの場合だったらどういうふうな形に考えているのか。

【19番委員】 基本的に自費工事というのは、役所の構造物を業者がつくると、要はお金の負担をしながらつくると、最終的にはそれを市のほうに受け取ってもらいたいという工事ですから。ですから、当然、市としては市のタイプがありますよね、いろいろな排水のタイプがあるので、それにのっとった形の構造物をつくってもらいたいというのがあれです。

【事務局長】 恐らく上に出すんだと思います。その辺の資料がもうできていればですけど。

【19番委員】 市が受け取れば問題ないので。

【議長】 その2点という形で、それを許可相当の条件として許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。それでは、許可相当といたします。

それでは、次に、議案書9ページ、日程第3、議案第41号 引き続き農業を行っている旨の証明についてを議題といたします。

受付番号23について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主任主事】 この証明は、農地の相続税納税猶予制度を受ける方が、3年ごとに引き続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署へ提出する際に必要なものでございます。過去3年間において相続税の納税猶予を受けている農地を農地として管理してきたかどうかを農業委員会が証明するものでございます。

受付番号23、被相続人は、国分南■■■■■■■■■■、■■■■、相続人は、国分南■■■■■■■■■■、■■■■、引き続き農業を行っている期間は、令和2年7月29日から令和5年7月26日までです。特例農地等の明細ですが、国分南■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、生産緑地内、■■■■平米、ほか3筆、合計、■■■■■■■■平米、議案書のとおりでございます。事務局で7月14日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われれます。

した土と合わせて表土とするそうです。最終的には、道路からの高さは30センチ以下とし、四方は30度の法面にて処理、隣地の同意も得ており、問題ないかと思われます。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、地区委員の意見をお伺いいたします。2番委員。

【2番委員】 現地は現在水田でございますけれども、今年の作付はしておりません。所有者は、■■■■という方ですけれども、この方がこの近所で、その下の受付番号4にありますように、■■■さんという方がこの近くで50メートル以内ぐらいのところに自宅と、それから、50アールぐらいの花を栽培しているという方なのでございますけれども、その方が埋めたところを借りて、そこに花を栽培したい、いわゆる規模を拡大したいというふうな申出に基づいて、この■■■■さん、所有者がこの届出を提出されたというふうに聞いております。状況としては、それぞれ条件に沿った形で行われれば、特に問題はないのかなというふうに考えております。

【議長】 それでは、受付番号3について、質疑のある方はどうぞ。

【19番委員】 まず1点です。これは届出なんですけれども、施工状況というか、完了届は出す必要があるのかというのが1点。工事が終わった完了届を出す必要があるのか、それが1点。

もう1つは、文字の間違いがあって、これ、「方面30度」と書いてあるけど、意味が分からないです。多分、「法面」の言葉の間違いですね。「法面30度」の間違いだと思います。

あと、図がちょっと間違っているんで、これは事務局のほうにお渡しします。直して。

以上です。

【事務局長】 完了届のほうは提出していただきます。

こちら、図面のほうは、法面の間違いかと思います。

【19番委員】 完了届は写真をつける予定なんですか。あくまで表の____だけ出して、完了という報告だけの完了届なんですか。

【主幹兼管理係長】 写真も添付しての。

行われていた水田の使用貸借の解約となります。合意による解約を令和5年7月1日に行い、農地の引渡しについても、令和5年7月1日に行うという届出内容になっております。この農地につきましては、事務局で7月14日に現地調査を行い、農地として適正に管理されていることを確認いたしましたので、特に問題ないと思われまます。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

質疑のある方はどうぞ。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承といたします。

次に、議案書14ページから15ページ、(3)農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

14ページの農地法第4条、1件、15ページの第5条の7件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主任主事】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されておりますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっております。それを定めているのが農地法第4条第1項第7号と農地法第5条第1項第6号です。

議案書14ページ、農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和5年6月1日から6月30日までの間に届出がされたものです。受付番号12の1件で、田、0平米、畑、131平米でございます。

続きまして、議案書15ページ、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和5年6月1日から6月30日までの間に届出がされたものです。受付番号19から25の7件で、田、0平米、畑、2,491.83平米、7件の合計面積でございます。これらにつき

まして、専決処分で受理したことを一括して報告いたします。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、一括して了承といたします。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、事務局からは。

【事務局長】 ございません。

【議長】 ないようですので、本日の定例総会は終了とさせていただきます。

2番委員から閉会のご挨拶をよろしく願いいたします。

【2番委員】 本日は長時間にわたりまして慎重審議を賜りましてありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年第7回定例総会を閉会させていただきます。
大変ありがとうございました。